第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２３年（フ）第１２５号
神奈川県平塚市中原２丁目14番２号
債務者　北村　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４５号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜398番地の７
プチメゾン・イワモト101
債務者　中村　義成
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６２号
神奈川県厚木市金田505番地１　アビタシオン102
債務者　横田　力也
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１８号
名古屋市中区大須４―13―46　ウイストリアビル５Ｆ
債務者　田中　麻耶（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０５号
愛知県海部郡蟹江町城１丁目411番地　茜荘１号
債務者　西川　清一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０６号
愛知県海部郡蟹江町城１丁目411番地　茜荘１号
債務者　森川　久子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８号
愛知県安城市里町大道山15番地３、従前の住所大分県佐伯市本匠大字上津川1396番地
債務者　元島　博之（旧姓三城）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
滋賀県栗東市出庭1196番地
債務者　松村みつ子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
滋賀県草津市追分町614番地45、前住所滋賀県栗東市小野223番地43
債務者　林　　美伶
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５号
大津市大平２丁目33番４―403号、前住所大津市三大寺10番３―304号
債務者　藪内　文香（旧姓角）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８５号
大津市北大路１丁目17番11号
債務者　平田　　武
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
大津市南小松1594番地の71
債務者　岸　　俊昭
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３号
滋賀県草津市平井２丁目８番18―101号　第二睦ハイツ、前住所長崎市大園町６番５号
債務者　瀬津　能久
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８号
大津市稲津２丁目４番23号
債務者　河野智恵子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２１号
滋賀県守山市浮気町334番地１　グランシャリオ102号
債務者　松井さゆり
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５４号
香川県高松市西宝町３丁目１番11号昭和ビル201号
債務者　空本　　昇
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２７２号
福岡市西区十郎川団地５番205号
債務者　豊田　忠仁
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部